

「専門行動療法士」資格認定規程

第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「専門行動療法士」資格認定は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 資格審査は専門行動療法士として必要な基礎的知識、技能等について行う。

第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。

1. 本学会の会員であり、かつ会員歴が引き続き 5 年以上あるいは「認定行動療法士」資格取得後 2 年以上の者
2. 本学会が主催する認知・行動療法に関する研修を延べ 30 時間以上受けている。特別措置については別に定める。
3. 本学会で研究発表を 1 回以上行っている者
4. 認知・行動療法に関する研究論文を 1 編以上公表している者。ただし共著論文の場合は申請者が筆頭著者か、第 2 著者、第 3 著者のものに限る。

第 4 条 資格認定を申請しようとする者は、所定の申請書、証明書等にケースレポート（400 字詰め原稿用紙 30 枚程度）および審査料を添えて資格認定委員会宛に申請する。ケースレポートの内容は、申請書類の研究業績に記載される論文等とは重複しない 1～2 例の事例を含むものとする。

第 5 条 資格認定の審査は原則として年 1 回とし、申請を受け付ける。申請期間については別に定める。

第 6 条 資格審査は書類審査、レポート審査および面接試験により行う。

第 7 条 資格審査料は 30,000 円、資格登録料は 20,000 円とする。ただし、申請者がすでに「認定行動療法士」資格を有している場合は、資格登録料は必要としないものとする。

第 8 条 認定を受けた者は、本学会の専門行動療法士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は 2 度目の更新までは 6 年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。

第 9 条 「専門行動療法士」資格を 2 度更新した者は、それ以降本学会の会員である限り、本資格の更新手続きは不要とし、資格認定証の有効期限は設けないものとする。

第 10 条 平成 15 年 4 月 1 日時点で「認定行動療法士」資格を有するものは、「専門行動療法士」資格を有するものとし、「専門行動療法士」の認定証を発行する。ただしその有効期限は、それまで所有していた「認定行動療法士」認定証の有効期限とする。

第 11 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則 1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

「専門行動療法士」資格認定規程細則

1. 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「専門行動療法士」資格認定規程に基づき、本細則を定める。
2. 専門行動療法士資格認定規程第 3 条(2)の特別措置については、次のとおりとする。(1)「研修を延べ 30 時間以上」の一部または全部についての読み替えは、下表に基づいて委員会が研修相当時間として認定す

る。ただし下表の C 領域に属するものについては必要研修時間の 2 分の 1 を超えないものとする。また、表中の連名者とは、第 2、第 3 著者までを指すものとする。

A. 領域:本学会に関するもの

・ 本学会研修会講師	1 コマ		6 時間
・ 本学会機関誌「認知行動療法研究」	原著・実践研究	筆頭者	6 時間
		連名者	3 時間
	資料・展望	筆頭者	4 時間
		連名者	2 時間
	その他	筆頭者	2 時間
		連名者	1 時間
・ 本学会大会等における研究発表		筆頭者	3 時間
		連名者	1 時間
・ 本学会:シンポジウム、記念講演など	企画・司会		2 時間
	スピーカー		4 時間

B. 領域:著書(認知・行動療法に関するもの)

・ 単著			6 時間
・ 分担執筆	6 時間を執筆者数で割り、1 時間未満の端数は切り上げる		
・ 監修・編集			2 時間

C. 領域

・ 他学会誌等論文(認知・行動療法に関するもの)	筆頭者	2 時間
	連名者	1 時間
・ 他学会等発表(認知・行動療法に関するもの)	筆頭者	1 時間

3. 資格認定証の有効期限は6年であり、更新手続きは次のとおりとする。

- i. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、資格認定委員会宛に申請する。
- ii. 資格認定委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。
- iii. 更新申請者は更新希望日から起算して過去 6 年間に於いて、以下の a.を含む 10 時間以上の研修を受けていることを原則とする。
 - a. 本学会の主催する専門行動療法士、認定行動療法士のための研修会(2時間)
 - b. 本学会の主催する研修会
 - c. 細則2(1)の A 領域に示す研修相当時間

- iv. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を 1 年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり 3,000 円を、次回更新時の登録料に加算する。また、やむを得ない事由によって、更新手続きが資格有効期限までに行えなかった場合、遅延年数が1年を超えるごとに、3,000円の登録料がこれに加算される。なお、更新後の資格有効期限は、当初、定められた期間とする。
- v. 「専門行動療法士」資格を持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、常任理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。
- vi. 更新時の資格登録料は、20,000 円とする。

4. 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1. 本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2. 本細則は、平成 29 年 12 月 9 日より施行する。